(三)　申請等関係事務処理法人は、毎事業年度、次に掲げる業務に係る財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内にそれぞれに定める者に提出し、その承認を受けなければならないものとした。（第八七条の二〇第三項関係）

(1)　申請等関係事務処理法人の業務　設立団体の長

(2)　設立団体申請等関係事務処理業務　設立団体の長

(3)　関係市町村申請等関係事務処理業務（関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務）　関係市町村（関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村）の長

(四)　設立団体の長は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）の解散について、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けようとする場合には、当該解散の日の一年前までに、当該認可を受けようとする旨及び当該解散の日を関係市町村の長に通知しなければならないものとした。（第八八条第三項及び第四項関係）

4　申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等

(一)　申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等

設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関が担任する設立団体申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務（以下4において「担任設立団体申請等関係事務処理業務」という。）に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとした。（第一二二条の二関係）

(二)　申請等関係事務処理法人に対する報告及び検査の特例

設立団体の長以外の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し報告をさせ、又はその職員に、申請等関係事務処理法人の事務所に立ち入り、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるものとした。（第一二二条の三関係）

(三)　申請等関係事務処理法人に対する監督命令

設立団体の長その他の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、監督上必要な命令をすることができるものとした。（第一二二条の四関係）

(四)　申請等関係事務処理法人に対する停止命令等

(1)　設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとした。（第一二二条の五第一項関係）

イ　当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に違反していると認めるとき。

ロ　当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が適正を欠き、かつ、公益を害していると認めるとき。

ハ　当該申請等関係事務処理法人が担任設立団体申請等関係事務処理業務を確実に実施することが困難であると認めるとき。

ニ　(三)による命令に違反したとき。

(2)　申請等関係事務処理法人は、(1)による命令があった場合を除き、自ら設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認める場合には、その旨を設立団体の長（当該設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を設立団体の長以外の執行機関が担任する場合には、設立団体の長及び当該設立団体の長以外の執行機関）に届け出なければならないものとした。（第一二二条の五第二項関係）

(3)　設立団体の長その他の執行機関は、(1)による命令を行い、又は(2)による届出があったときは、その旨の告示をしなければならないものとした。（第一二二条の五第三項関係）

(五)　設立団体の執行機関による申請等関係事務の処理

(1)　設立団体の長その他の執行機関は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理するものとした。（第一二二条の六第一項関係）

イ　(四)の(1)により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は(四)の(2)による届出があったとき。

ロ　(四)の(1)に掲げるいずれかに該当する場合において、(四)の(1)により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずるいとまがないとき。

(2)　設立団体の長その他の執行機関は、(1)により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を自ら処理するものとし、又は自ら処理する担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理しないこととするときは、その旨の告示をしなければならないものとした。（第一二二条の六第二項関係）

5　地方独立行政法人における適正な業務の確保

地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け、監事の機能強化、業務の評価方法の見直し等所要の規定の整備を行うものとした。

四　市町村の合併の特例に関する法律の一部改正関係

合併特例区の長は、合併特例区協議会が決算の認定をしない旨の決定をした場合において、当該決定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を合併特例区協議会に報告した上で、合併市町村の長に報告するとともに、当該措置の内容を公表しなければならないものとした。（第四五条第七項関係）

五　この法律は、一　(2)の(三)及び(四)並びに3に限る。）、二、三及び四に関する規定を除き、平成三二年四月一日から施行するものとした。

◇港湾法の一部を改正する法律（法律第五五号）

（国土交通省）

1　国際旅客船拠点形成港湾における官民連携国際旅客船受入促進協定制度の創設等

(一)　国土交通大臣は、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する旅客船（以下「国際旅客船」という。）の利用に供され、又は供されることとなる一定の規模以上であることその他の要件に該当する埠頭（以下「国際旅客船取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、船舶乗降旅客数その他の事情を勘案し、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成することが我が国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上のために特に重要なものを、国際旅客船拠点形成港湾として指定することができることとした。（第二条の三関係）

(二)　国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者（以下「国際旅客船港湾管理者」という。）は、当該国際旅客船拠点形成港湾について、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成するための計画（以下「国際旅客船拠点形成計画」という。）を作成することができることとした。（第五〇条の一六関係）

(三)　国際旅客船拠点形成計画において定められた事業に係る港湾施設等の認定等の特例を設けることとした。（第五〇条の一七関係）